

事後抄録

臨床懇話会

高血圧管理・治療ガイドライン 2025の降圧目標値は適切か

一般医家の視点から

研究部は12月13日、臨床懇話会を協会会議室とWEB併用で開催。さいたま赤十字病院 総合臨床内科部長・江口和男氏が講演し、105名が参加した。事後抄録を掲載する。



講師の江口氏

今年8月に日本高血圧学会ガイドラインが改訂される。なお、上記降圧治療目標は診察室血圧、家庭血圧両方下げるのか、片方でも変更された。高血圧の基準は従来通り診察室血圧IV140mmHgかつ/またはIV90mmHg、家庭血圧IV135mmHgかつ/またはIV85mmHgである。

嚥下障害は耳鼻科？歯科？

鎌倉支部研究会を逗子開催

多職種連携で健康寿命延ばす

鎌倉支部は2月9日、支部研究会「最期まで口から食べる幸せを目指して」鎌倉市における多職種による嚥下障害への取り組みを逗子・葉山の会員との交流を図るために逗子市の池子会館で開催。講師は会員で岩武耳鼻咽喉科医院院長の岩武博也氏が務め、15名が参加した。

子育て支援リーフレット 注文受付中

子育て中のお母さんが抱える育児不安・ストレスの悩みを相談できる窓口を案内。ぜひ配布にご協力ください。

注文無料・地域医療対策部まで(TEL 045-313-2111)。



鎌倉支部は2月9日、支部研究会「最期まで口から食べる幸せを目指して」鎌倉市における多職種による嚥下障害への取り組みを逗子・葉山の会員との交流を図るために逗子市の池子会館で開催。講師は会員で岩武耳鼻咽喉科医院院長の岩武博也氏が務め、15名が参加した。



講師の岩武氏

嚥下障害は早期に発見し、進行を防ぐことが重要だと指摘。誤嚥性肺炎は日本人の死因として近年急増しており、咀嚼・嚥下機能が低下する高齢者ほどリスクが高いとした。嚥下機能の低下を元の状態に戻すことは難しいため、進行しないよう行うことが重要だとした。また、主な検査方法として嚥下造影検査(VF)と嚥下内視鏡検査(VE)を挙げ、その様子を動画で解説。嚥下障害が疑われた場合、まずは耳鼻咽喉科に相談し訪問診療でも可能なVEを施行し、嚥下障害の状態を兵頭スコアで評価することが望ましいとした。VFの結果に問題があった場合は必要に応じてVFを行うことを推奨した。

医療法人の解散は5年前から計画的に

「税金のメリットもないし、そろそろ法人を畳もうか」では済まない 現実

「もう医療法人にしておく意味もないし、そろそろ法人を解散して医院を閉めたい」—。そう語るのは、法人化から15年以上が経過した医療法人のF院長。しかし、思い通りに進められると思っていた法人解散には、いくつもの壁があった。

■ 資産・負債をゼロにしない限り法人は解散できない

まず、F院長が驚いたのは「医療法人は資産と負債をゼロにしなければ法人を閉められない」こと。

つまり、売却できない資産や残債がある状態では、いつまでも法人を閉められない。F院長の場合、福利厚生目的で保有していた地方の別荘が売れずに残ってしまい、さらに借入金も完済できず、債務超過の状態に。このまま無理に解散を進めれば、「破産扱い」となる。「税務申告だけが毎年残ってしまい、いつまでも法人を解散できず、気持ちの区切りがつかない」

■ 解散の申請は原則「年2回」しかできない

「解散を決めたのに、次の申請まで半年も待たないといけないなんて……」医療法人の解散手続きはいつでもできるわけではない。原則、都道府県に定められた年2回の申請時期に合わせなければならず、準備が遅れると次回まで持ち越しに。

さらに、医療法人は公益性の高い法人ゆえに、「税金面でメリットがないから」という理由だけでは行政から解散認可を得られないことも。

■ 「解散個人成り」を戦略的に活用してお金を残す

院長の体調が悪化してからでは収支管理や資産整理が滞り、解散が進めら

れなくなるリスクが高い。また、院長が急逝した場合、法人の財務状況を把握できる人がいないと、手続きが一切進まない事態にも陥りうる。

そうなる前に、戦略的に解散して個人医院へ切り替えることで、法人解散のハードルを下げるだけでなく、事務的負担(理事会・社員総会・年次報告など)の軽減、社会保険のコストや消費税負担を減らしながら、閉院を計画的に行うことができる。

■ 教訓：戦略的な医療法人解散の進め方

- 1：解散前には法人名義の財産整理が必須
→債務超過では破産清算の扱いになる可能性大。資産超過で解散する必要あり
2：解散申請は原則、年2回のチャンス
→院長が元気で法人に余力があるうちに解散や個人成りを検討するのが理想
3：解散には正当な理由が必要
→税金上の損得ではなく、合理的かつ正当な理由を整えておくことが必要になる

医療法人の解散は、5年前から計画的に。「閉じようと思ったときに閉じられない」状況こそが、院長・家族・スタッフ全員を苦しめる。個人成りも含め、自分が元気なうちに、いつでも閉じられる準備をしておくことが重要だ。

※本稿は当会で開催した医療法人/閉院セミナー(2025年2月21日)講師・柏崎幸一氏(行政書士法人プロシラス総合法務事務所・代表行政書士)によるものです。医療法人の解散・閉院に関するご相談は税対経営部まで(TEL 045-313-2111)。



【経営編】

医療費相談室のご案内
TEL 045-313-2225
相談無料
4月15日(水)午後2時~5時
医療ソーシャルワーカーが相談に応じます
使える制度があるか聞いてみよう!